

別表一付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、中小通算法人等（法第66条第6項《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に規定する中小通算法人又は通算親法人である協同組合等のうち令和7年改正前の措置法第42条の3の2《中小企業者等の法人税率の特例》の規定の適用を受けるものをいいます。以下この記載要領において同じです。）が当該事業年度（当該中小通算法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において同項又は同条の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「軽減対象所得金額4」の分子の空欄には、当該中小通算法人等に係る通算親法人の事業年度の月数を記載します。
- 3 中小通算法人等が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除きます。）には、「軽減対象所得金額4」の欄には、法第74条第1項《確定申告》の規定による申告

書に記載された別表一付表「1」及び「3」の金額により計算した金額を記載します。この場合において、既に法第66条第10項の通算事業年度について次に掲げる場合のいずれかに該当して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項《更正又は決定の手続》に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「所得金額1」及び「計3」の金額として計算される金額により、同欄の金額を計算します。

- (1) 「計3」の金額が800万円（当該中小通算法人等に係る通算親法人の事業年度が1年に満たない場合には、800万円を12で除し、これに当該通算親法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下である場合
- (2) 法第64条の5第6項《損益通算》の規定の適用がある場合